

「私、医療保険に入った方が良いですか？」

ファイナンシャル・プランナー 三好 明子

暮らしのセーフティネットである社会保障改革の行方が気になります。財源の厳しさを考えると給付の抑制は仕方がないのかもしれませんが、元気で長生きが一番ですが、人生 80 年となった今、「生きるリスク」の備えとして、医療保険の活用も検討しておいた方が良さそうです。今回は 5 つのご相談ケースをもとに医療保険加入に関するアドバイスをお伝えいたします。

Q1:貯金が苦手でもしもの時の備えがありません(25 歳 OL)

A

経済的な心配事には、30 万円くらいのもしも貯金と、半年から 1 年分の生活費が準備できれば、医療保険に頼らないという選択肢も出てきます。生命保険文化センターの調べによると入院時の自己負担費用は平均で 30.1 万円、約 70%が 30 万円以内となっています。

Q2:病気やケガをして気分が落ち込んだ時に、貯金を取り崩すのは不安です(32 歳 主婦)

A

公的医療保険制度(資料 1)のもとでは、高額な治療費に対して、自己負担額を軽くする「高額療養費制度」(資料 2)があります。この制度では、医療費全額を支払ったあと、差額が戻るまでは数カ月かかることがあるので注意が必要です。比較的短期間で給付金の受取ができる医療保険は、こうした不安の解消につながります。

Q3:個人事業主で企業による保障がありません(35 歳 男性)

A

病気やケガにより、仕事が出来ない期間は治療費がかかるだけでなく、収入が途絶えるリスクもあります。個人事業主が加入する国民健康保険には「傷病手当金」(資料 3)がないことから、会社員の方と比べると医療保険の必要性は高いと考えられます。

Q4:食生活の乱れや、運動不足など不摂生続きのつけが、年齢と共に体に出そうで心配です(38歳 OL)

Q5:ストレスからくる体の不調が気になります(33歳 会社員)

A

がん、脳卒中、心筋梗塞、糖尿病、高血圧などの生活習慣病は、不摂生やストレスの影響が大きいと言われています。その中でも、日本人の死亡原因の3割を占めるがんは、治療が高額になりやすい病気です。治療期間が5-10年の長期におよぶケースもあり、治療をしながらの就業が難しくなると、収入の減少も考えられます。さらに公的医療保険の対象とならない「先進医療」(資料4)を選択すると、全額自己負担となるため、治療費が重くのしかかってきます。医療保険と合わせて、がん治療に手厚く備えるがん保険も検討されると良いでしょう。

<まとめ>

病気やケガのリスクというと、まずは経済的なダメージが思い浮かびます。実際に入院された方に何うと、精神的なダメージも見逃せない要素となっています。医療保険の加入に関しては、ご自身の経済状況はもちろん、安心して治療に取り組める状況作りなど精神面のケアも合わせて考えておきましょう。

また、健康診断などでなんらかの指摘を受けてから、ご相談にみえる方も多いのですが、健康状態によっては、保険加入に条件がついたり、保険料が割高なタイプにしかならなかったり、といった事態も起こります。さらに、年齢が上がるとリスクが高まる分、保険料負が重くなり、保険加入を断念するケースも出てきます。緊急ではないがゆえに、つい先送りにしてしまいがちかもしれませんが、どこまでを保険で備えるのか、健康な時にこそきちんと決めておくことが大切です。

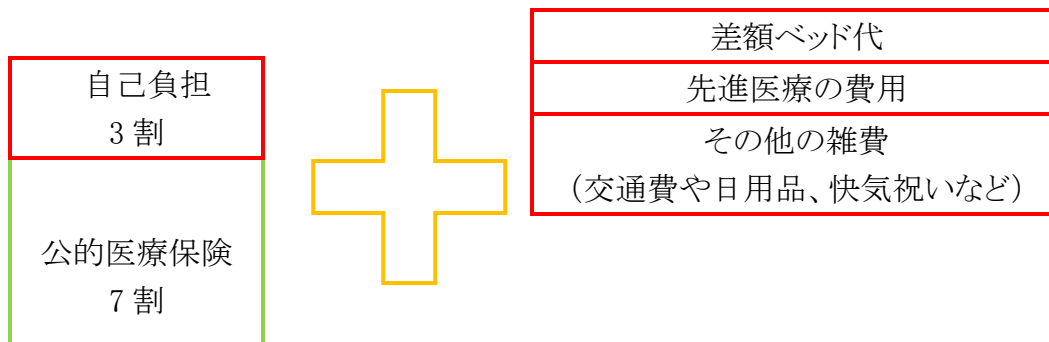
経済面や精神面に加えて、これまでの生活習慣や、ストレスを貯めやすい性格など色々な角度から検討した上で、家計負担が重くならない程度に医療保険の活用を検討されると良いと思います。

【資料1:公的医療保険制度】(小学校入学後～70歳未満まで)

食事代の一部

—コラムの無断転写・転載などを禁じます。—

Copyright©2011 Skirr Japan Corporation. All Rights Reserved.



※自分で負担するのは赤の部分です。

【資料 2: 高額療養費制度】

医療費が高額になった場合に、まずは病院窓口で全額を支払い後日、請求をすることで払戻しがされる制度です。事前に認定を受け、認定証を病院に提出すれば、自己負担限度額までの支払いで済ませることも可能です。

区分(70歳未満)	自己負担限度額(月額)	4カ月目以降
一般	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
高所得者 (標準報酬月額 53万以上)	150,000円 + (医療費 - 500,000円) × 1%	83,400円
低所得世帯 (市町村税非課税者)	35,400円(定額)	24,600円

【資料 3: 傷病手当金】

会社に勤めている人が加入する「協会けんぽ」と「組合健保」には、病気やケガの療養で続けて3日以上休業した場合、4日目以降から標準報酬日額の2/3相当額を傷病手当金として1年6カ月まで給付が受けられる制度があります。

【資料 4: 先進医療】

特定の大学病院などで研究、開発された新しい治療や手術は、ある程度の実績を積むことで厚生労働省に「先進医療」として認められます。この先進医療の技術料には高額なものもあるのですが、公的医療保険の対象外として全額自己負担であることから、経済的リスクの1つとして考えられます。

<参考>

- 生命保険文化センター「入院したときにかかる費用はどれくらい？」
「平成19年度 生活保障に関する調査」

<http://www.jili.or.jp/lifeplan/lifeseconomy/medical/4.html>

- 厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/index.shtml>

「人口動態調査」(平成22年)

<http://www.mhlw.go.jp/index.shtml>

